

「近畿ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」に対する意見募集について
〈意見募集要領〉

令和3年7月9日

地方ブロックにおける社会資本整備重点計画は、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）に基づき、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、国が策定するものです。

近畿地方整備局では、これまで地方公共団体や地方経済界、有識者等との十分な意見交換を行い、インフラに関する現状と課題や社会情勢の変化に合わせたストック効果の最大化に向けた取組など社会資本整備の重点事項等について検討し、この度、「近畿ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」をとりまとめたところです。

つきましては、広く地域の皆様からも御意見をお聴きするため、以下の意見募集要領のとおり意見を募集いたします。いただいた御意見は、計画をとりまとめる際の参考とさせていただきます。

〈意見募集要領〉

1. 意見募集対象（対象計画）

近畿ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）

2. 意見募集期間

令和3年7月9日（金） から 令和3年7月26日（月） まで（必着）

3. 資料の入手方法

（1）近畿地方整備局ホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/vitality/activation/juten/pubcom.html>

（2）電子政府の総合窓口（e-Gov）パブリックコメントホームページ

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

[ページ上部の「案件一覧」からキーワード「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」に対する意見募集についてで検索下さい。]

4. 意見の提出方法

御意見を日本語で御記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。

御意見を正確に把握するため、対象計画、該当箇所について、御記入願います。

※企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名として記入下さい。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出してください。

(2) 郵送の場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームに掲載されている「意見提出様式」をダウンロードし、「意見送付の宛先」まで送付してください。

意見送付の宛先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 宛て

5. 注意事項

(1) 提出された御意見については、個人が特定される情報を除き、全て公開される可能性があることを予め御承知置きください。

但し、御意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

(2) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本とりまとめに対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(3) 御意見を正確に把握するため、電話による御意見は対応致しかねますので、予め御承知おき下さい。

(4) 皆様からいただいた御意見に対し個別にお答えすることはできませんので、予め御承知おき下さい。

(5) 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容等については無効とします。

6. ご参考

社会資本整備重点計画については、以下の国土交通省のホームページをご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_tk_000003.html

《問い合わせ先》

【近畿ブロックにおける計画（原案）について】

近畿地方整備局 企画部 企画課 今城・中川

（代表）06-6942-1141（内線 3156・3181）

【計画の位置づけ等全般について】

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 安藤・里内

（代表）03-5253-8111（内線 24533・24534）